

～ 河北町就学援助制度のお知らせ ～

河北町では、お子様が小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

就学援助費を必要とする特別の状況や理由のある方は、地区担当の民生・児童委員や学校に相談し申請してください。教育委員会では、学校や民生・児童委員の意見、収入や家庭状況などをもとに支給を決定します。

なお、既に就学援助を受けている方も申請は毎年度必要になります。改めて申請書を提出していただく必要がありますので、提出し忘れることのないようご注意ください。

<援助の対象となる方>

- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 生活保護が停止または廃止になった方
- ・ 世帯全員の町民税が非課税または減免である方
- ・ 個人事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料が減免である方
- ・ 児童扶養手当を受給している方
- ・ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている方
- ・ 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ・ 保護者の職業が不安定または学校納付金の納付状態や被服等が悪く、学用品等に不自由しているなど、経済的理由により生活状態が極めて悪いと認められる方
- ・ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている方
- ・ 経済的理由による欠席日数が多い場合
- ・ 上記に掲げる方のほか、世帯全員の所得合計額が別表1の所得基準額を下回る方のうち、特に援助を必要と認める状態にある方

【別表1 所得基準額】

世帯人員数	所得基準額（万円）
2人	102
3人	137
4人	172
5人	207
6人	242

1 ひとり親世帯のときは、上記金額に26万円を加算します。

2 世帯人員が6人を超えるときは、1人増すごとに35万円を242万円に加算します。

※ 申請された方全員に支給されるものではありません。ご提出いただいた申請書を基に、所得状況等を勘案し教育委員会で決定いたします。

【裏面もご覧ください。】

《児童生徒就学援助費の種類》

支給費目	援助内容	支給時期等
学用品費	通常の学習に必要な学用品の購入に要する費用（実験及び実習の材料費を含む）	7月、12月の2回に分けて支給
通学用品費	通学のために必要とする靴、傘、帽子等の購入に要する費用	7月、12月の2回に分けて支給
校外活動費	校外活動（学校行事）の交通費や見学料	実績で年度末支給
新入学児童生徒学用品費	第1学年において通常必要とする学用品及び通学用品の購入に要する費用	3月（入学前）もしくは5月に支給
修学旅行費	修学旅行へ参加するために直接必要な経費（交通費、宿泊費、見学料、記念写真代など）	修学旅行実施後、費用の精算後に支給
学校給食費	保護者が負担する児童生徒の給食費用	学校から給食センターへ直接納入
医療費	トラコーマ、結膜炎、白せん、中耳炎、う歯、慢性副鼻腔炎、寄生虫病などの治療費で保護者が負担する費用	児童生徒は医療券で受診し、町で直接医療機関に支払い
オンライン学習通信費	オンライン学習に要する通信費用	7月、12月の2回に分けて支給

《児童生徒就学援助費支給額》

支給費目	小学校（年額）	中学校（年額）	備考	
学用品費〔準〕	11,630円	22,730円		
通学用品費〔準〕	2,270円	2,270円	第1学年を除く	
校外活動費〔準〕	宿泊無し	1,600円	2,310円	実績による限度額
	宿泊有り	3,690円	6,210円	実績による限度額
新入学児童生徒学用品費〔準〕	51,060円	60,000円	第1学年のみ	
修学旅行費〔要・準〕	21,890円	60,910円	実績による限度額	
学校給食費〔準〕	実費	実費		
医療費〔要・準〕	実費	実費		
オンライン学習通信費〔準〕	12,000円	12,000円		

※令和4年度の支給額です。令和5年度の金額は国の単価が決定後に決まります。

※〔要・準〕は要保護・準要保護の両方対象 / 〔準〕は準要保護のみ対象

《お問い合わせ先》

- ◇ 通学される各小中学校
- ◇ 地区担当の民生・児童委員
- ◇ 河北町教育委員会 学校教育課教育総務係 TEL：0237-71-1136